

変動金利定期貯金＜単利型＞

(平成19年11月20日現在適用中)

1. 商品名	・変動金利定期貯金＜単利型＞												
2. 販売対象	・個人および法人												
3. 期間	・定型方式 3年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取り扱いができません。												
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100円以上 ・1円単位												
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。												
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<p>・預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6か月毎に、当組合が預入の際に提示する次の金利を指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。</p> <p style="padding-left: 2em;">預入額1,000万円以上……自由金利型定期貯金6か月もの 預入額1,000万円未満……自由金利型定期貯金（M型）6か月もの</p> <p>・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。</p> <p>なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。</p> <p>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。</p> <p>・個人の場合は20%（国税15%、地方税5%）の分離課税、法人の場合は総合課税となります。</p> <p>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。</p>												
7. 手数料	—												
8. 付加できる特約事項	<p>・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率）</p> <p>・個人の場合はマル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取り扱いができません。</p>												
9. 中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">A：6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金の利率</td> </tr> <tr> <td>B：6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>C：1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>D：1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>E：2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>F：2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table>	A：6か月未満	解約日における普通貯金の利率	B：6か月以上1年未満	約定利率×40%	C：1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	D：1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	E：2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	F：2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
A：6か月未満	解約日における普通貯金の利率												
B：6か月以上1年未満	約定利率×40%												
C：1年以上1年6か月未満	約定利率×50%												
D：1年6か月以上2年未満	約定利率×60%												
E：2年以上2年6か月未満	約定利率×70%												
F：2年6か月以上3年未満	約定利率×90%												
10. 貯金（預金）保険制度（公的制度）	<p>・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>												
11. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。												